

後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約

- (1) 当社は、この特約により、傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）「別表1」4. 咀嚼、言語の障害（4）の規定の次に（5）として次のとおり追加して適用します。
「(5) 歯に3本以上の欠損を生じた場合……………3%」

- (2) この保険契約に留学継続費用補償特約または学業費用補償特約が付帯されている場合は、当社は、この特約により、傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）「別表1」に相当するこれらの特約の別表後遺障害区分表についても、(1)と同様、4. 咀嚼、言語の障害（4）の規定の次に、(1)と同様の規定を追加して適用します。